第三期特定健康診查等実施計画

近畿日本ツーリスト健康保険組合

最終更新日: 平成 30 年 08 月 16 日

特定健康診査等実施計画 (平成30年度~令和5年度)

No.1 今後の生活習慣病発症者を減少させるために、確実な健診受診によるリスク者の早期発見が重要。被保険者については特定健診の受診率の維持、被扶養者については受診率のアップが必要である。 ・被扶養者の特定健診の受診率の単持に向けて、事業主と連携した対策を・被扶養者の特定健診受診率向上に向け、未受診への受診勧奨を実施するせて健保外での受診結果の回収方法を検討する。・若年時からの健康リスク確認と早期発見のため、35〜39歳に対してる。	とともに、合わ
No.2 検診結果をみると、健保連平均対比で「脂質」のリスク保持者が多い。また、被保険者男性の肥満率、メタボ該当率、予備軍率も高くなっている。医療費をみると、予防可能である生活習慣病関連の医療費が一定割合を占めており、特に被保険者男性の生活習慣病の医療費が一定割合を占めており、特に被保険者男性の生活習慣病の医療費が占める割合が高い。よって引き続き保健指導等による生活習慣病の予防対策を継続させることが必要である。また肥満の兆候は20代ら出ており、加齢とともに構成比が増加していることら、39歳以下の若年者へも、同様の対策が必要。また服薬者についても、リスクを保持したまま放置されている可能性がある。	
No.3 「運動」「食事」「睡眠」に関して生活習慣に課題のある加入者が多い。事業主との連携により生活習慣改善の対策が必要。 ・事業主と連携し、健康教室開催箇所を増やす。 ・毎年新しい取組を健康教室のテーマにして、取り組みやすく継続参加がを実施する。 ・運動習慣のきっかけとして、職場での体育行事を健保から奨励して知る。	
No.4 検診結果が生活習慣病レベルであるにも関わらず、未受療となっている者の割合が高い。また血圧の数値上発症レベル(C: I度高血圧)以上のうち488人(65.2%)が未受療になっている。重症化予防として受診勧奨対策が必要。	少させる。
No.5 がんは一件あたりの医療費が高額となるため、早期発見による重症 化 防止が求められる。被保険者女性および25歳以上の被扶養者女性 の新生物医療費が高い。 ・ 予防可能な各種がんの早期発見、早期受診を実現するため、ガン検診の 率の向上 ・ ガン検診の項目の充実を図る	周知徹底と受 診
No.6 歯科による医療費が全体の13.5%を占めており、歯科医療について、加入者に予防の意識づけが更に必要である。 ・歯科予防に対して、一部の事業所で実施している歯科検診について、対の拡大をして、新たな受診者数を増やす。	象事業所と実施個所
No.7 扶養家族がインフルエンザに罹患した場合、被保険者の罹患率も高くなる。出勤停止や職場内感染など事業への影響を抑える観点から、予防対策、重症化対策が求められる。	
No.8 季節性疾患等は25歳未満被扶養者(子供)での罹患が多い。また、被保険者と25歳未満被扶養者(子供)の加算受診が多くなっているが、不要・不急が多いことも推察される。家庭内での予防対策やセルフメディケーションの定着を図る必要がある。	ため、家庭常 備
No.9 被保険者男性を中心にジェネリック利用促進による医療費削減期待効果が高く、引き続きジェネリック医薬品の利用促進を図る必要がある。	ა .
No.10 被保険者の有病率が6.0%あり、特に50~54歳にかけて有病率が高く、職場でのストレスチェックによる対策はあるものの、健康保険組合としてできる対策が必要。	
No.11 被保険者のうち、労災に発展する可能性のある疾患の有病者、脳・心臓疾患による突然死リスク該当者が一定数存在しており、職場の安全確保の観点からも事業主と連携した対策が必要。	事業所と健 保
No.12 加入者への健康情報提供や健康保険組合の施策の浸透が不十分である。 ・ 定期発行される健保機関紙を活用して、加入者へ健保の健康施策の P R ・ ホームページをはじめICTツールを活用し、健康関連の情報提供を実	

- ・加齢および生活習慣の乱れから発症する生活習慣病の予防対策を、保険事業の柱として手広く実施する。
- ・被保険者の特定健診については、現状の受診率を下げることなく、100%受診をめざす。 ・予防事業としての強化策として引き続き35~39才にも特定健診を実施する。
- ・被扶養者の特定健診については受診率の向上を最優先課題として、対策にあたる。
- 特定保健指導対象者以外にも、国の定めた基準対象外の39才以下の若年層と服薬をするリスク保持者についても、保健指導を実施する。
- ・特定保健指導の効果的な実施の補完的機能および、生活習慣の行動変容のための情報提供の場として「健康教室」を実施する。

特定健診・特定保健指導の事業計画

特定健診 (被保険者)

対応する 健康課題番号

No 1



事業の概要

対象 対象事業所:全て,性別:男女,年齢:35~74,対象者分類:被保険者

- 事業主から受診勧奨、フォローを実施する。
- 定期健診説明会にて健保から事業主に取組みの働きかけをおこなう。 事業主がおこなう定期健診時に共同実施。勤務時間中の受診を可能にし

ている. 体制

- がん検診も同時実施しており、その費用は事業主が負担している。
- 健診結果は健保と事業所の両方で把握して、健康管理にあたる。

すべての被保険者の健康状態の把握と健康リスクの早期発見から早めの受診 行動をさせるため、受診率100%をめざす。

評	アウトカム指標	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
価	特定健診の受診率	94 %	94 %	95 %	95 %	96 %	96 %
指標	アウトプット指標	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
示	定期健診説明会の実施	1 回	1 🗓	1 回	1 🗓	1 回	1 🗇

実施計画 H30年度

・実施した健診について要望、問題点に関するアンケ トを事業所に実施(1~2月)・定期健診合同説明 会を開催して、当年度の健診に関する概要を発表し実 施への協力を働きかける。合わせてアンケートにつ

て事業所へ回答 (3・4月) 事業所より各自へ受診 要請をしてもらう (実施時期に合わせて)・事業 要請をしてもらう 所に実施状況を把握してもらい、未受診者への受診勧 奨をしてもらう。

・実施した健診について要望、問題点に関するアンケ - トを事業所に実施(1~2月)・定期健診合同説明 会を開催して、当年度の健診に関する概要を発表し実

て事業所へ回答 (3・4月) ・事業所より各自へ受診 (実施時期に合わせて)・事業 所に実施状況を把握してもらい、未受診者への受診勧 奨をしてもらう。

・実施した健診について要望、問題点に関するアンケ - トを事業所に実施 (1~2月) ・定期健診合同説明 会を開催して、当年度の健診に関する概要を発表し実 |施への協力を働きかける。合わせてアンケートについ||施への協力を働きかける。合わせてアンケートにつ

て事業所へ回答 (3・4月) ・事業所より各自へ受診 要請をしてもらう (実施時期に合わせて) ・事業 所に実施状況を把握してもらい、未受診者への受診勧 奨をしてもらう。

R3年度

・実施した健診について要望、問題点に関するアンケ ートを事業所に実施 (1〜2月) •定期健診合同説明 会を開催して、当年度の健診に関する概要を発表し実 |施への協力を働きか ける。合わせてアンケートにつ

て事業所へ回答(3・4月)・事業所より各自へ受診 要請をしてもらう (実施時期に合わせて) ・事業 所に実施状況を把握してもらい、未受診者への受診勧 奨をしてもらう

R4年度

・実施した健診について要望、問題点に関するアンケ - トを事業所に実施 (1〜2月) ・定期健診合同説明 会を開催して、当年度の健診に関する概要を発表し実 |施への協力を働きか ける。合わせてアンケートにつ

て事業所へ回答 (3・4月) ・事業所より各自へ受診 (実施時期に合わせて) •事業 要請をしてもらう 所に実施状況を把握してもらい、未受診者への受診勧 奨をしてもらう

R5年度

・実施した健診について要望、問題点に関するアンケ - トを事業所に実施 (1〜2月) ・定期健診合同説明 会を開催して、当年度の健診に関する概要を発表し実 |施への協力を働きかける。合わせてアンケートにつ

て事業所へ回答(3・4月)・事業所より各自へ受診 (実施時期に合わせて) ・事業 要請をしてもらう 所に実施状況を把握してもらい、未受診者への受診勧 奨をしてもらう

2 事業名

特定健診(被扶養者)

対応する 健康課題番号

No.1

事業の概要 対象 対象事業所:全て,性別:男女,年齢:35~74,対象者分類:被扶養者

- 対象者自宅へ健診案内文を直送、対象者が健診委託業者に直接申し込む。
- 健保より未申込者に対して再案内を実施する。

再案内後の未対応者を対象に郵送健診の案内を送付。郵送健診の受診か 方法 ら次年度の特定健診の受診のきっかけに繋げる。

健保外での健診結果の回収も並行してすすめる。

事業日標

被扶養者の健康管理へ意識づけと、健康リスクの発見により早期受診行動のき っかけをつくる。

評	アウトカム指標	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
価指標		60 %	65 %	70 %	73 %	76 %	80 %		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
	健診案内の送付	2 🗊	2 🗊	2 🗇	2 🗇	2 🗊	2 🗊		

R2年度

R5年度

体制

- ・巡回健診、個別健診での受診が可能。
- ・利用状況から医療機関を適宜見直す。 婦人科健診、がん検診などが同時に実施できるようにする。
- ・健診の運営は郵送健診を含め外部委託業者がおこなう。

実施計画

H30年度 ・対象者へ健診案内の送付(6月)・対象者が委託業 者へ申込 (7月〜/健診の実施期間は7〜11月) ・未対 応者への健診再案内(8・9月)・再案内後の未対応者 へ郵送健診案内を送付 ・健保外での健診受診者の健 |診結果の回収(インセンティブの導入)・子宮頸がん HPV検査の導入検討

・対象者へ健診案内の送付(6月)・対象者が委託業 者へ由込 (7月〜/健診の実施期間は7〜11月) ・未対 応者への健診再案内 (8・9月) ・再案内後の未対応者 ・郵送健診案内を送付・健保外での健診受診者の健診 結果の回収 (インセンティブの導入) · 子宮頸がんH | 健診結果の回収 (インセンティブの導入) PV検査の導入

・対象者へ健診案内の送付(6月)・対象者が委託業 者へ申込 (7月〜/健診の実施期間は7〜11月) ・未対 応者への健診再案内(8・9月)・再案内後の未対応 者へ郵送健診案内を送付・健保外での健診受診者の

R3年度

・対象者へ健診案内の送付(6月)・対象者が委託業 者へ申込(7月〜/健診の実施期間は7〜11月)・未対 者へ申込(7月〜/健診の実施期間は7〜11月)・未対 応者への健診再案内(8・9月)・再案内後の未対応 応者への健診再案内(8・9月)・再案内後の未対応者 応者への健診再案内(8・9月)・再案内後の未対応 |者へ郵送健診案内を送付 ・健保外での健診受診者の |へ郵送健診案内を送付・健保外での健診受診者の健診 健診結果の回収 (インセンティブの導入)

R4年度

R元年度

・対象者へ健診案内の送付(6月)・対象者が委託業 結果の回収 (インヤンティブの導入)

・対象者へ健診案内の送付(6月)・対象者が委託業 者へ郵送健診案内を送付・健保外での健診受診者の 健診結果の回収 (インセンティブの導入)

対応する 健康課題番号

No.2



事業の概要

対象事業所:全て、性別:男女,年齢:40~74,対象者分類:被保険者/基

健保にて健診結果から階層化をおこない特定保健指導対象者を抽出。 事業所へ実施に関しての打ち合わせ (報告) 時に対象者を連絡し、参加 要請を依頼。

・未対応者への再度参加要請を事業所よりおこなう。

・面談は、事業所内会議室を利用するか、対象者が指定した外部の面談 場所のどちらでも対応する。

支援は外部委託業者がおこなう。

体制施が可能。 ・面談会場は事業所から提供される会議室等を利用し、就業時間内の実

·面談予約にはWEBによる簡単な予約システムを採用している。

生活習慣病の原因であるメタボ予防対策として、特定保健指導の実施率を維持 し続ける。

評価指標	アウトカム指標	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	. メダホリックンントロー	13 %	13 %	13 %	12.5 %	12.5 %	12.5 %
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	特定保健指導実施率	56 %	56 %	56 %	56 %	56 %	56 %

実施計画

・健診結果から対象者の階層化 (1月) ・主要事業所 、の実施説明と意見交換・対象者の提示 (1~2月) ・事業所より対象者へ取組要請の連絡 (3月) ・面談 予約と事業所からの未対応者への連絡(4月)・支援 予約と事業所からの未対応者への連絡(4月)・支援 開始(6月∽)、健保より脱落フォロー・委託業者よ 開始(6月∽)、健保より脱落フォロー・委託業者よ 開始(6月∽)、健保より脱落フォロー・委託業者よ り実施報告、次年度課題検討。 (12月)

・健診結果から対象者の階層化 (1月) ・主要事業所 への実施説明と意見交換・対象者の提示 (1〜2月) ・事業所より対象者へ取組要請の連絡 (3月) ・面談 り実施報告、次年度課題検討。 (12月)

・健診結果から対象者の階層化(1月)・主要事業所 への実施説明と意見交換・対象者の提示 (1〜2月) ・事業所より対象者へ取組要請の連絡 (3月) ・面談 予約と事業所からの未対応者への連絡(4月)・支援 り実施報告、次年度課題検討。 (12月)

・健診結果から対象者の階層化 (1月) ・主要事業所 、の実施説明と意見交換・対象者の提示 (1∽2月) ・事業所より対象者へ取組要請の連絡 (3月) ・面談 予約と事業所からの未対応者への連絡(4月)・支援 開始 (6月~) 、健保より脱落フォロー・委託業者よ 開始 (6月~) 、健保より脱落フォロー・委託業者よ り実施報告、次年度課題検討。 (12月)

R4年度

・健診結果から対象者の階層化(1月)・主要事業所 の実施説明と意見交換・対象者の提示 (1〜2月) ・事業所より対象者へ取組要請の連絡 (3月) ・面談 予約と事業所からの未対応者への連絡(4月)・支援 り実施報告、次年度課題検討。 (12月)

R5年度 ・健診結果から対象者の階層化 (1月) ・主要事業所 への実施説明と意見交換・対象者の提示 (1〜2月) ・事業所より対象者へ取組要請の連絡 (3月) ・面談 予約と事業所からの未対応者への連絡(4月)・支援 開始 (6月〜) 、健保より脱落フォロー・委託業者よ り実施報告、次年度課題検討。 (12月)

4 事業名

保健指導 (若年者·服薬者)

対応する 健康課題番号

No.2

事業の概要 対象

対象事業所:全て,性別:男女,年齢:18~74,対象者分類:被保険者/基

- 健保にて健診結果から階層化をおこない特定保健指導対象者を抽出 ・事業所へ実施に関しての打ち合わせ (報告) 時に対象者を連絡し、参加
- 要請を依頼。 ・未対応者への再度参加要請を事業所よりおこなう。

・面談は、事業所内会議室を利用するか、対象者が指定した外部の面談 方法 場所のどちらでも対応する

- ・服薬者は「積極的支援」該当リスク保持者のみを対象者とし、電話支援 のみ設定。
- ・35歳以下若年者は特定健診受診対象外のため、階層化判定基準が異なる。

支援は外部委託業者がおこなう。

・面談会場は事業所から提供される会議室等を利用し、就業時間内の実 体制施が可能。

・ 面談予約にはWEBによる簡単な予約システムを採用している。

事業日標

保健指導を通じて、健康管理に対する若年者の行動変容、服薬者の適正服薬指 導や生活習慣改善を促進させる。

有		アウトカム指標	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	評価	メタボリックシンドロー ム対象者割合	13 %	13 %	13 %	12.5 %	12.5 %	12.5 %
	指標	アウトプット指標	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	示	若年者保健指導実施率	57 %	57 %	57 %	57 %	57 %	57 %
		服薬者保健指導実施率	50 %	50 %	50 %	50 %	50 %	50 %

H30年度

・健診結果から対象者の階層化 (1月) ・主要事業所 への実施説明と意見交換・対象者の提示 (1〜2月) ・事業所より対象者へ取組要請の連絡(3月)・面談 予約と事業所からの未対応者への連絡(4月)・支援 予約と事業所からの未対応者への連絡(4月)・支援 開始 (6月〜) 、健保より脱落フォロー・委託業者よ り実施報告、次年度課題検討。 (12月)

R元年度

健診結から対象者の階層化 (1月) ・主要事業所へ の実施説明と意見交換•対象者の提示 (1〜2月) ・事業所より対象者へ取組要請の連絡 (3月) ・面談 開始 (6月〜) 、健保より脱落フォロー •委託業者よ り実施報告、次年度課題検討。 (12月)

健診結果から対象者の階層化(1月)・主要事業所 の実施説明と意見交換・対象者の提示(1~2月)

・事業所より対象者へ取組要請の連絡(3月)・面談 予約と事業所からの未対応者への連絡 (4月) •支援 開始 (6月〜) 、健保より脱落フォロー •委託業者よ り実施報告、次年度課題検討。(12月)

R3年度

・健診結果から対象者の階層化 (1月) ・主要事業所 への実施説明と意見交換∙対象者の提示 (1〜2月) ・事業所より対象者へ取組要請の連絡 (3月) ・面談 予約と事業所からの未対応者への連絡 (4月) •支援 開始 (6月〜) 、健保より脱落フォロー •委託業者よ

り実施報告、次年度課題検討。 (12月)

R4年度

健診結果から対象者の階層化 (1月) ・主要事業所 、の実施説明と意見交換・対象者の提示 (1〜2月) ・事業所より対象者へ取組要請の連絡 (3月) ・面談 予約と事業所からの未対応者への連絡 (4月) •支援 開始 (6月〜) 、健保より脱落フォロー •委託業者よ り実施報告、次年度課題検討。 (12月)

R5年度

R2年度

健診結果から対象者の階層化 (1月) ・主要事業所 - の実施説明と意見交換•対象者の提示 (1〜2月) ・事業所より対象者へ取組要請の連絡 (3月) ・面談 予約と事業所からの未対応者への連絡 (4月) •支援 開始 (6月〜) 、健保より脱落フォロー •委託業者よ り実施報告、次年度課題検討。 (12月)

特定	特定健康診查•特定保健指導										
			平成30年度	令和元年年度	令和2年度	令和3年度	和4年度 令和5年度				
特	計	全体	7,230/8,350 = 86.6 %	7,370/8,400 = 87.7 %	7,580/8,450 = 89.7 %	7,680/8,500 = 90.4 %	7,850/8,550 = 91.8 %	7,970/8,600 = 92.7 %			
定健康	画値	被保険者	6,150/6,550 = 93.9 %	6,200/6,600 = 93.9 %	6,320/6,650 = 95.0 %	6,370/6,700 = 95.1 %	6,480/6,750 = 96.0 %	6,530/6,800 = 96.0 %			
診査実	※ 1	被扶養者 ※3	1,080/1,800 = 60.0 %	1,170/1,800 = 65.0 %	1,260/1,800 = 70.0 %	1,310/1,800 = 72.8 %	1,370/1,800 = 76.1 %	1,440/1,800 = 80.0 %			
施	実績値※1	全体	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %			
率		被保険者	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %			
		被扶養者 ※3	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %			
特	計	全体	530/950 = 55.8 %	535/960 = 55.7 %	545/970 = 56.2 %	550/980 = 56.1 %	555/990 = 56.1 %	560/1,000 = 56.0 %			
定保	画値	動機付け支援	215/370 = 58.1 %	220/375 = 58.7 %	225/380 = 59.2 %	225/385 = 58.4 %	230/390 = 59.0 %	230/395 = 58.2 %			
健指	※ 2	積極的支援	315/580 = 54.3 %	315/585 = 53.8 %	320/590 = 54.2 %	325/595 = 54.6 %	325/600 = 54.2 %	330/605 = 54.5 %			
導	実	全体	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %			
実施	績値	動機付け支援	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %			
率	値 -	積極的支援	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %	-/- = - %			

- ※1) 特定健康診査の (実施者数) (対象者数)
- ※2) 特定保健指導の (実施者数) (対象者数)
- ※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

個人情報の保護

特定健診の健診結果および特定保健指導、若年者・服薬者への保健指導に利用する健診数値等の個人情報は、当健保ホームページ「個人情報保護について」の記載にある 「プライバシーポリシー」「個人情報の内容と利用目的」「同意項目と共同利用」に基づき適切に取り扱う。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

- ・健保ホームページを通じて実施計画の公表•加入者への周知をする。
- ・毎年実施している定期健康診断説明会の場を利用して、特定健診の実施に関して事業所への実施協力と周知をおこなう。
- ・特定保健指導・若年者、服薬者への保健指導の周知については、毎年実施前に主要事業所担当に、意見交換や実施率向上への協力要請とともにおこなう。

その他

- ·特定健診委託先業者名: 一般財団法人 日本予防医学協会
- ・特定保健指導委託先業者名:株式会社保健支援センター
- ・特定健診のオプションとして「胃がんリスク判定検査(ABC健診)」「大腸がん検査」「乳がん検査」「子宮頸がんHPV検査(平成31年度より)」「前立腺がん 検査」を実施。
- ・若年者の保健指導目標実施率(毎年50%) 服薬者の保健指導目標実施率(毎年57%/積極的支援対象者のみ実施)
- ・特定健診を実施していない34才以下の保健指導階層化判定においては、下記の基準値を採用する。
- ①腹囲: BMI値 ②血糖値: 空腹時血糖のみカウント ③喫煙歴: 健診時に記入する喫煙問診の回答
- *階層化判定は特定保健指導の階層判定をBMI値でおこなう場合と同様に上記②③および脂質・血圧の4つ項目のリスク数から決定する。